

議案第127号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を下記のとおり定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出

平成28年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

記

- 1 損害賠償の額 1,676,120円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●
● ● ● ●
- 3 事件の概要

平成28年2月22日（月）午後2時頃、健康づくり課職員の運転する庁用車が高崎市下之城町地内の国道17号線を前橋方面に走行中に、信号待ちの車列に追突して玉突き事故を起こし、庁用車を含む4台の車両が破損し、庁用車の運転手を含む6人が負傷した。

2の相手方は、庁用車から1台目の車両の運転手であり所有者であって、本件は、相手方の負傷及び物件損害の損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものである。